

No	4260125	事務事業評価票		所管部長等名	財務部長 岩本 博文				
				所管課・係名	資産税課 家屋係				
				課長名	浅田 敏男				
評価対象年度	平成26年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	資産税賦課徴収事務事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	02	—	02	—	02
				事業コード(大-中-小)	06	—	12	—	06
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために						
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営						
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保						
	具体的な施策と内容	1	収入の安定確保						
事務事業の目的	固定資産を公平公正に評価し、適正な課税を行うことにより、市民サービスの提供に必要な本市の収入を安定的に確保する。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	固定資産税の賦課期日(毎年1月1日)に市内に所在する土地、家屋、償却資産を正確に把握し、固定資産評価基準に基づき価格決定を行い、それらの所有者に固定資産税を課税する。なお償却資産については、所有者からの申告により価格を決定し課税する。また、土地、家屋は3年毎に評価替えが行われ、原則として3年間据え置かれるが、土地については、地価が下落し、据え置くことが適当でないときは下落修正を行う。(次回の評価替えは平成27年度)								
根拠法令、要綱等	地方税法、固定資産評価基準、八代市市税条例								
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託		全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない		
	その他()								
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)				内容 (手段、方法等)						
固定資産税の賦課期日(毎年1月1日)現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産及びそれらの所有者(納税義務者)				【共通】 固定資産課税台帳の閲覧及び価格等縦覧帳簿の縦覧(4/1~5/31) ○ 納税通知書の発送(5月) ○登記済通知書(所有権)による電算入力 ○平 成27年度評価替え準備						
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)				【土地】 ○地目変更登記等による土地現況確認調査 ○字図修正業務(委託) ○ 地籍情報異動更新業務(委託) ○地番現況図等作成業務(委託)航空写真 撮影含む ○土地鑑定評価業務(委託)7月1日時点修正鑑定評価						
土地、家屋、償却資産を公正に評価し、それらの所有者に対して適正な課税を行う。				【家屋】 ○新増築家屋及び解家家屋調査 ○家屋評価システムによる家屋評価						
				【償却資産】 ○償却資産課税客体把握のための税務署等の調査 ○償却資産未申告者 の調査及び申告勧奨 ○次年度課税分償却資産申告書の発送						
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
○近年の厳しい社会経済状況や情報公開の進展から、固定資産税に対する納税者の関心が高まっており、より一層の説明責任が求められるようになった。 ○経済情勢の悪化に伴い地価が下落傾向にある。 ○合併協議に基づき税率改定を実施した。 平成17年度~19年度:1.4%、平成20年度~26年度:1.5%、平成27年度より:1.6%										
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込	30年度見込
総事業費 (単位:千円)				21,927	160,875	153,127	147,149	162,447	167,546	150,056
事業費(直接経費) (単位:千円)				21,927	32,775	41,127	25,349	40,297	45,396	27,906
財 源 内 訳	国県支出金		0	0	0	0	0	0	0	0
	地方債		0	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)		0	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源(特別会計→事業収入)		21,927	32,775	41,127	25,349	40,297	45,396	27,906	
人件費				24年度	25年度	26年度	27年度見込	28年度見込	29年度見込	30年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)				-	128,100	112,000	121,800	122,150	122,150	122,150
正規職員従事者数 (単位:人)				-	18.30	16.00	17.40	17.45	17.45	17.45
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.50	0.50	1.83	1.00	1.00	1.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	土地評価総筆数	筆	計画	-	305382	305581	304985	304389	303793
				実績	305203	305382	305581	-	-	-
	②	家屋評価総棟数	棟	計画	-	91786	91647	91556	91465	91374
				実績	91576	91786	91647	-	-	-
	③	償却資産納税義務者数	人	計画	-	5842	5999	6282	6535	6764
				実績	5811	5842	5999	-	-	-
	〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	不服審査申出件数	固定資産評価について不服がある納税者が、評価審査委員会に審査申出ができる制度で、その申出をなくすことが、評価の適正化に繋がる。	件	計画	-	0	0	0	0	0
					実績	0	0	0	-	-	-
	②	償却資産申告勧奨後の申告件数	未申告者や税務署調査等により、新たに判明した要申告者への申告勧奨後に申告された件数	件	計画	-	249	125	487	487	487
					実績	106	249	301	-	-	-
	③				計画	-					
					実績				-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合											

（Check）事務事業の自己評価											
着眼点				チェック		判断理由					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか		● 結びつく 一部結びつく 結びつかない		固定資産税は、市の財政を支える基幹税目として重要な役割を果たしており、課税を適正に行うことにより、税収の安定確保に繋がる。					
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか		● 薄れていない 少し薄れている 薄れている		固定資産評価の公平公正性及び課税の適正化が求められており、近年はより一層、そのニーズが高まっている。					
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）		● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない		固定資産税の課税は、地方税法第5条、第342条により市が直接行うこととされている。					
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか		● 順調である あまり順調ではない 順調ではない		近年、不服審査申出は減少している。今後も納税者からの信頼を得るため、各種固定資産業務支援システムを充実させ効率的で公平公正な評価を推進する。					
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）		● 見直しの余地はない ● 検討の余地あり 見直すべき		償却資産については、更なる申告制度の周知徹底を図る。加えて、実地調査等を実施し、適正な課税客体のより一層の把握に努める。					
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		資産評価に関し専門的知識を要する多く業務は、既に民間委託している。その他、家屋評価を民間委託を導入している自治体もあり、検討の余地はあるものの、コスト削減につながるものではない。					
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		類似・関連する事業との統合できるものではない。ただし、航空写真撮影及び写真地図作成については、災害復旧や都市計画など他事業での利活用は可能である。					
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか		● できない 検討の余地あり 可能である		すでに、償却資産申告書整理など補助的業務については、臨時職員による対応を行っているが、本事業は専門的知識を有する職員の計画的な育成が必要となるため、これ以上の臨時職員等の対応は難しい。					
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）		● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である		受益者負担を求める事務事業ではない。					

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善								
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 4 市による実施(要改善) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 重要な市の財源である固定資産税の安定確保を図るためには、公平公正かつ適正な課税が不可欠であり、納税者の信頼を得るため、各種業務支援システムの適正な更新、償却資産の自主的な申告を促進するため、さらなる調査指導体制の強化を図る。			
		今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 各種業務支援システムの充実、償却資産の実地調査などの新たな取組みの検討により、今後も固定資産の公平公正な評価及び適正な課税に努め、納税者の信頼を得ながら自主財源の安定した確保を図る。						
改革改善内容								
改革改善による期待成果								
		コスト			外部評価の実施	無	実施年度	
		削減	維持	増加				
成果	向上		●		改善進捗状況等	H26進捗状況		
	維持					H26取組内容		
	低下							
決算審査特別委員会における意見等					(委員からの意見等) 特になし			